

## 大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大分県ドローン協議会分科会設置規程（以下「分科会設置規程」という。）に定めるもののほか、分科会に対する助成金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 この交付要綱に基づく助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、第3条第2項に規定する分科会活動計画認定通知を受けた者とする。

### (分科会の設置)

第3条 分科会を設置して助成を希望する者は、当該年度の6月末までに、分科会活動計画認定申請書（第1号様式の1）に所定の書類を添えて大分県ドローン協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、分科会長の所属する事業者が行うものとする。

3 第3条第1項の規定による申請書を提出するにあたって、助成対象者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 前項の規定により申請があつた場合、会長は適当と認められたものには分科会活動計画認定通知書（第2号様式）により助成対象者に通知しなければならない。

### (助成条件)

第4条 前条の分科会活動に要する経費（以下「助成事業」という。）の助成条件は、次のとおりとする。

一 助成事業の内容又は経費配分の変更をする場合は、分科会活動計画変更承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。ただし、

次に掲げる変更を除く。

イ 各経費配分額の10パーセント以内の流用増減

ロ 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、分科会の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

ハ 助成目的及び事業能率に関係がない活動計画の細部の変更である場合

二 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。

三 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。

四 この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

五 第3条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第7条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

六 第3条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第8条第2項の規定による助成金交付決定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第4号様式)により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

七 国や県などによる他の助成金等を受けていないこと。

八 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団(同法第2条2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

九 その他、関係法令、大分県ドローン協議会規約、大分県ドローン協議会分科会設置規程及びこの要綱の定めに従うこと。

(入退会)

第5条 分科会に入会しようとする者は、分科会入会申込書(第5号様式)を分科会長に提出するものとする。

2 分科会を退会しようとする者は、分科会退会届(第6号様式)を分科会長に提出するものとする。

(活動資金)

第6条 分科会の運営及び活動に要する費用は以下のとおりとする。

- 一 分科会の構成員（分科会長及び副会長を含む）は、無報酬で運営及び活動を自主的に行う。
- 二 会長は、分科会の運営及び活動に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。
- 三 助成対象費用は、会議費、外部講師の招聘費用、研究開発、研究成果の発表、広報費など活動目的のために真に必要な経費とする。

（活動報告）

第7条 第3条により活動計画書を提出した分科会は、当該年度の2月末までに、分科会活動実績報告書（第7号様式）に所定の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（助成金の決定通知）

第8条 会長は、前条により活動報告を受理した場合、審査のうえ助成金対象額を決定するものとする。

- 2 前項の規定により交付を決定した場合は、助成金交付決定通知書（第10号様式）を助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付方法）

第9条 この助成金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（助成金の交付請求）

第10条 助成対象者は、助成金の交付決定の通知を受けた場合、速やかに助成金交付請求書（第11号様式）を会長に提出しなければならない。

（活動内容の取扱い）

第11条 分科会の活動計画及び活動報告は、会員に共有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、分科会の活動計画及び活動報告を他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報が含まれると分科会が判断した場合、分科会は協議会事務局と取扱いについて協議するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度は、第3条第1項中の「当該年度の6月末まで」を「当該年度の7月末まで」と読み替えて適用する。

第1号様式の1（第3条関係）

年 月 日

大分県ドローン協議会会長 殿

（申請者）

所在地

所属

氏名

分科会活動計画認定申請書

年度において、下記のとおり分科会活動を実施したいので認定されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

分科会の名称：

添付書類

- （1）分科会活動計画書（第1号様式の2）
- （2）収支予算書（第1号様式の3）

**第1号様式の2**（第3条関係）

令和 年度分科会活動計画書

1. 分科会の名称	
2. 分科会長	(所属・氏名)
3. 構成員	(所属・氏名)  ※提案時構成員全員分（5名以上とすること。）
4. 分科会の目的	
5. 目指したいゴール	

(注1) 実施場所、実施時期、活動内容、実施体制が分かるように記載。別途資料があれば添付に代えることができます。

別添

分科会活動に要する経費（申請額内訳表）  
（決定日から事業完了日までの経費）

実施期間：決定日～

年 2月末

単位：円

助成対象経費		分科会活動に 要する経費	助成対象経費	積算内訳
経費区分	内容			
(1) 費用弁償				
(2) 謝金				
(3) 消耗品費				
(4) 印刷製本費				
(5) 使用料及び 賃借料				
(6) 通信運搬費				
(7) 保険料				
(8) 広告宣伝料				
(9) 原材料費				
(10) その他の 経費				
小計				

（注）領収書等の証拠書類は、分科会活動助成申請時に確認しますので、必ず保管してください。

第1号様式の3 (第3条関係)

収支予算書

収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
助成金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
補助対象外経費		
計		



第2号様式（第3条関係）

分科会活動計画認定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県ドローン協議会  
会長 印

年 月 日付けで交付申請のあった大分県ドローン協議会分科会助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 助成金対象経費 金 円
- 2 助成金の交付決定額 金 円

3 助成条件

1 助成条件は、次のとおりとする。

(1) 助成事業の内容又は経費配分の変更をする場合は、分科会活動計画変更承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる変更を除く。

イ 各経費配分額の10パーセント以内の流用増減

ロ 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、分科会の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

ハ 助成目的及び事業能率に関係がない活動計画の細部の変更である場合

(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。

- (4) この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第3条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第7条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (6) 大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第3条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第8条第2項の規定による助成金交付決定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第4号様式)により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (7) 国や県などによる他の助成金等を受けていないこと。
- (8) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団(同法第2条2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (9) その他、関係法令、大分県ドローン協議会規約、大分県ドローン協議会分科会設置規程及び大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱の定めに従うこと。

(備考)

大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第4条第1号の規定による補助事業変更承認申請書(第3号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、第1号様式の2及び第1号様式の3については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第3号様式（第4条関係）

分科会活動計画変更承認申請書

年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長 殿

（申請者）

所在地

所属

氏名

年 月 日付け 第 号で通知のあった分科会活動計画認定について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第4条第1号の規定により申請します。

記

1	助成金の変更交付申請額	金	円
	助成金の既交付決定額	金	円
	変更による増減額	金	円

2 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の2及び第1号様式の3に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

**第4号様式**（第4条関係）

年度大分県ドローン協議会分科会助成金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長 殿

（申請者）  
所在地  
所属  
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県  
ドローン協議会分科会助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大  
分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第4条第1項第6号の規定により、  
下記のとおり報告します。

記

- 1 分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第8条第2項の助成金の交付決定額額  
( 年 月 日付け 第 号による交付決定額)  
金 円
- 2 交付決定額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 4 助成金返還相当額（3－2）  
金 円
- 5 その他  
(1) 別紙及び積算内訳を添付すること。（任意の様式可）  
(2) 消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県ドローン協議会分科会助成金に係る  
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第5号様式（第5条関係）

分科会入会申込書

令和 年 月 日

大分県ドローン協議会

分科会長 殿

入会申込者

住 所

会員名

次のとおり、大分県ドローン協議会分科会の入会を申し込みます。

分科会名 \_\_\_\_\_

担当者 部署名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

第6号様式（第5条関係）

分科会退会届

令和 年 月 日

大分県ドローン協議会  
分科会長 殿

届出者  
住 所 \_\_\_\_\_

会員氏名 \_\_\_\_\_

このたび、都合により、大分県ドローン協議会 \_\_\_\_\_ 分科会を  
退会したいので、届出します。

分科会名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

第7号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長 殿

（申請者）  
所在地  
所 属  
氏 名

年度 分科会活動実績報告書

年 月 日付け 第 号で認定通知のあった分科会活動について、下記のとおり実施したので、その実績について関係書類を添えて報告します。

記

分科会の名称：

分科会活動の成果：

添付書類

- （1）分科会活動実績書（第8号様式）
- （2）収支精算書（第9号様式）
- （3）領収書等の契約及び支払い実績の分かる証拠書類の写し
- （4）活動成果が確認できる書類
- （5）その他会長が必要と認める書類



**第8号様式**（第7条関係）

年度分科会活動実績書

1. 分科会の名称	
2. 分科会長 (所属・氏名)	
3. 構成員 (所属・氏名)	
4. 分科会の目的	
5. 今年度の活動概要	
6. 今年度の活動成果	
7. 今後の課題と解決の見通し	

**【活動内容等】**

※実施場所、実施時期、活動内容、実施体制が分かるように記載。別途資料があれば添付に代えることができます。

## 別添

### 分科会活動に要した経費 (決定日から事業完了日までの経費)

実施期間: 決定日～ 年 2月末 単位: 円

助成対象経費		分科会活動に 要する経費	助成対象経費	積算内訳
経費区分	内容			
(1) 費用弁償				
(2) 謝金				
(3) 消耗品費				
(4) 印刷製本費				
(5) 使用料及び 賃借料				
(6) 通信運搬費				
(7) 保険料				
(8) 広告宣伝料				
(9) 原材料費				
(10) その他の 経費				
小計				

(注) 領収書等の契約及び支払い実績の分かる証拠書類の写しを添付してください。

第9号様式（第7条関係）

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	精算額	備 考
助成金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	精算額	備 考
補助対象経費		
補助対象外経費		
計		

第10号様式（第8条関係）

助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県ドローン協議会  
会 長

印

年 月 日付けで提出のあった 年度分科会活動実績報告書  
に基づき、 年 月 日付け 第 号による分科会活動計  
画認定通知に係る助成金の額 円については、金 円  
に確定したので、大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第8条の規定  
により通知します。

第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

助成金交付請求書

年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長 殿

(申請者)

所在地

所 属

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分  
県ドローン協議会分科会助成金について、精算払（概算払）の方法により交付  
されるよう、大分県ドローン協議会分科会助成金交付要綱第 1 0 条の規定によ  
り請求します。

記

(単位：円)

助成金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額

振込先

銀行名

支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

<フリガナ>

口座名義人